

マイナンバー(個人番号)を記載した市民税関係書類提出時の本人確認について

番号法の施行により、市民税に関する申告書等の提出書類にもマイナンバーの記載が必要となります。

マイナンバーを記載した市民税・府民税申告書等を提出する際は、本人確認（①番号確認及び②身元確認）を実施します。

【本人が申請する場合】（代理人が申請する場合は、裏面をご覧ください。）

（１）マイナンバーカードをお持ちの方

- マイナンバーカードのみ持参してください。

1枚で、①番号確認及び②身元確認の両方を確認できます。

※1 郵送の場合は、画面の写しを同封してください。

（２）マイナンバーカードをお持ちでない方

以下に記載している①番号確認及び②身元確認を行う書類の両方を持参してください。

※2 郵送の場合は、当該書類の写しを同封してください。

①番号確認

（次のうちいずれか1点）

- 通知カード
- マイナンバーが記載された住民票の写し
- マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書



②身元確認

（次のうちいずれか1点）

※3 氏名及び住所又は生年月日が記載されたものに限りです。

- 運転免許証
- 療育手帳
- 公的医療保険の被保険者証
- 運転経歴証明書
- 身体障害者手帳
- 年金手帳
- パスポート
- 精神障害者保健福祉手帳
- 児童扶養手当証書
- 在留カード
- 特別永住者証明書
- 特別児童扶養手当証書
- その他顔写真付きの身分証明書等

上記書類をお持ちでない場合は、次の顔写真なし身分証明書のうちいずれか2点を持参してください。

- ・学生証
- ・身分証明書
- ・母子健康手帳
- ・住民票の写し
- ・社員証
- ・資格証明書
- ・源泉徴収票
- ・住民票記載事項証明書 等

【代理人が申請する場合】

以下に記載している ①本人の番号確認、②代理人の身元確認、③代理権の確認を行う書類のすべてを持参してください。

※4 郵送の場合は、当該書類の写し（委任状は原本）を同封してください。

①本人の番号確認

（次のうちいずれか1点）

- 本人のマイナンバーカード又はその写し
- 本人のマイナンバーが記載された住民票の写し
- 本人のマイナンバーが記載された住民票記載事項証明書又はその写し
- 本人の通知カード又はその写し



②代理人の身元確認

<代理人が個人の場合>

（次のうちいずれか1点）

※5 代理人の氏名及び住所又は生年月日が記載されたものに限りです。

- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- パスポート
- 在留カード
- その他顔写真付きの身分証明書等
- 療育手帳
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 特別永住者証明書
- 公的医療保険の被保険者証
- 年金手帳
- 児童扶養手当証書
- 特別児童扶養手当証書

<代理人が法人の場合>

（次のうちいずれか1点）

- 登記事項証明書
- 印鑑登録証明書
- 社員証
- 法人の従業員である旨の証明書

上記書類をお持ちでない場合は、次の顔写真なし身分証明書のうちいずれか2点を持参してください。

- ・学生証
- ・社員証
- ・身分証明書
- ・資格証明書
- ・母子健康手帳
- ・源泉徴収票
- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書 等



③代理権の確認

（次のうちいずれか1点）

- 委任状
- 税務代理権限証書
- 戸籍謄本<代理人が法定代理人の場合>

【eLTAX（地方税の電子申告）で申請する場合】

電子証明書等により本人確認、代理人が申請する場合の代理権の確認を行うため、書類の添付は不要です。

※本人確認が出来ない場合

本人確認書類の不備等により、番号法16条に基づく本人確認（①番号確認 及び ②身元確認）が出来ない場合は、申告書等へのマイナンバーの記載が無かったものとして取扱います。ただし、申告書等は有効なものとして受理します。